

令和5年7月28日

長野市議会議長  
寺沢 さゆり 様

長野市議会議員政治倫理審査会  
会長 小林 義直

長野市議会議員政治倫理審査会の審査結果について（報告）

令和5年2月13日付けで審査の請求があった件について、長野市議会議員の政治倫理に関する条例第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 審査請求内容

(1) 審査請求者

小泉栄正議員、鈴木洋一議員、阿部孝二議員、近藤満里議員

(2) 被審査議員

小泉一真 議員

(3) 反する疑いがあると認められる行為規範

長野市議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1号

議員の品位及び名誉を傷つけ、市民の信頼を損なう行為をしないこと。

同条第4号

市職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。

(4) 審査請求の対象となる事由の内容

ア 令和5年1月20日、小泉一真議員がこども未来部こども政策課に対し問い合わせの電話を行い、その内容に対応した職員の承諾を得ることなくユーチューブでライブ配信した。

イ 令和5年1月26日、小泉一真議員が企画政策部秘書課に対し問い合わせの電話を行い、その内容に対応した職員の承諾を得ることなくユーチューブでライブ配信した。

ウ 令和5年1月26日、小泉一真議員が地域・市民生活部地域活動支援課の窓口を訪問して問い合わせを行い、その内容に対応した職員の承諾を得ることなくユーチューブでライブ配信した。

## 2 審査の結果

審査請求の対象となった事由は、長野市議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1号及び同条第4号に抵触すると認める。

## 3 審査会が必要と認める措置の勧告

本審査会は、必要と認める措置として、(1)から(4)までを講ずるよう勧告する。

- (1) 小泉一真議員は、ユーチューブに配信した次の動画を速やかに削除すること。
  - ア 令和5年1月20日 こども政策課への電話による問い合わせ
  - イ 令和5年1月26日 秘書課への電話による問い合わせ
  - ウ 令和5年1月26日 地域活動支援課への窓口訪問による問い合わせ
- (2) 小泉一真議員は、今後の議員活動において、電話や窓口での職員の対応状況を職員の承諾を得ずに録画又は録音し、かつ、動画又は音声をインターネット及びその他広報媒体に公開しないこと。
- (3) 小泉一真議員は、(1)の動画を職員の承諾を得ることなくユーチューブにライブ配信したことについて、対応した職員に対し文書により速やかに謝罪すること。
- (4) 議長は、令和5年1月20日及び26日に、小泉一真議員が電話や窓口での職員の対応状況を職員の承諾を得ることなくユーチューブにライブ配信した行為に対し、嚴重注意を行うこと。

## 4 審査の経過

開催日	会議	内容
2月22日	第1回審査会	・正副会長互選 ・今後の政治倫理審査会の進め方の協議
3月6日	第2回審査会	・審査請求者からの意見聴取
3月17日	第3回審査会	・小泉一真議員からの意見聴取
4月14日	第4回審査会	・被審査議員の弁明について 第3回審査会で聴取した小泉一真議員の弁明に対する各委員の意見を聴取し、今後の進め方について協議
4月26日	第5回審査会	・職員への聴き取り調査について 電話や窓口で対応した職員に対する聴き取り調査の方法等について協議
5月	一部の委員 (5名)	・職員への聴き取り調査 会長と各会派1名ずつの計5名が、電話や窓口対応で対応した職員に対して、非公開で聴き取り

		調査を実施
5月31日	第6回審査会	・ 専門家への聴き取り調査について 小泉一真議員の行為について、法律の専門家等の見解を聞くため、市顧問弁護士から紹介された（一財）地方自治研究機構及び第一法規（株）と交渉を進めることで合意 併せて、聴き取り調査の方法等について確認
6月22日	第7回審査会	・ 職員への聴き取り調査の内容について 5月に実施した職員への聴き取り調査について、調査に参加しなかった委員に内容を報告し、協議
7月5日	第8回審査会	・ 専門家への聴き取り調査について 小泉一真議員の行為について、弁護士法人東町法律事務所の中村健人弁護士に、オンラインで聴き取り調査を実施
7月7日	第9回審査会	・ 専門家への聴き取り調査について 小泉一真議員の行為について、福岡県議会事務局の安武弘光副理事兼法務監に、オンラインで聴き取り調査を実施
7月19日	第10回審査会	・ 審査結果の取りまとめについて 小泉一真議員の弁明の後、審査対象の行為が政治倫理条例に定める行為規範に抵触するか否かを判断するとともに、審査会が必要と認める措置について協議
7月26日	第11回審査会	・ 議長への報告書の内容について 第10回審査会の協議の結果を踏まえて作成した報告書（案）の内容を確認し、報告書を確定

※日付は全て令和5年

## 5 報告書を取りまとめるに当たって出された主な意見

(1) 氏名や声を配信されたことで、対応した職員が特定されることから、これが職員のストレスとなっている。

また、現在も動画が削除されていないことから、職員は自身への、又は職場への誹謗中傷につながるのではないかと不安を感じながら仕事をしており、政治倫理の面で条例の第3条第1号及び第4号に抵触すると考える。

(2) 被審査議員は、動画配信について表現の自由を主張しているが、これは無制限ではない。

また、被審査議員の個人的なユーチューブ配信は、青木島遊園地問題の解決に結びつくとは考えられない。今も削除されずに動画を発信し続けている行為は、議員の品位及び名誉を傷つけ市民の信頼を損なう行為に該当すると考えられるので、条例の第3条第1号に抵触すると考える。

(3) 倫理上、大きな問題だと考えている。

職員の聴き取り調査でも、かなりの圧迫を感じたとの話があり、条例第3条第4号の市職員の公正な職務執行を妨げているということで、倫理的に公正でなければならない議員としての品位をおとしめた。この点で、倫理上の問題があったと言わざるを得ない。

(4) 条例の第3条第1号及び第4号に抵触すると考えている。

弁明の中で、被審査議員は幾つか例を挙げていたが、一般の市民を対象にしたものであり、市議会として議員の政治倫理条例を定めているので、一般的に述べることは、受け入れられない部分もある。

表現の自由は、特に政治に関わる者にとって、大切にされなければならない民主主義の根幹であるが、今回のライブ配信については、威圧的な質問ではなかったにせよ、職員は相当ストレスを感じており、議員としては、その点では事前に断った上でやり取りをするといった配慮が、必要だったのではないか。

(5) 被審査議員は、自らの政治活動と議会の調査権を混同して、公益上の理由があると判断し、個人的な動画を公開したと感じた。弁明の中で、生配信は行政にもメリットがあると言っているが、これは自己判断で、許可なく今後も続けていくとすれば大変危険な行為に当たり得ると判断する。この点で条例の第3条第1号及び第4号に抵触すると考えている。

(6) 条例の第3条第1号及び第4号に抵触すると考えている。

被審査議員は、弁明の中で生配信は行政にもメリットがあると言ったが、それは事前に生配信することを相手に伝えたならば理解もできるが、それをせずに議員が生配信を行うという行為は、一般的に考えて法律に違反するかどうかとは別に、政治倫理条例の規定に明らかに抵触しているものとする。

(7) 議員の正当な議員活動、政治活動である限りにおいて、職員の同意がなくても、職員の職氏名、職務遂行の内容を公にすることは原則として違法ではないと考えている。しかし、社会通念に照らした政治倫理上の問題は避けて通れないとも考えている。承諾のないユーチューブライブ配信という情報収集、情報伝達の手法については、社会通念に照らして政治倫理上の問題は大きく残っている。

実際に三つの事案を見ると、比較的穏やかなやり取りがされているが、問題は承諾なく行われたライブ配信の手法が問われているのであって、その手法により職員に心理的負担を与え、公正な職務執行を妨げたことになる。

議員が正当な議員活動、政治活動を行う権利は十分に尊重すべきであると考えているが、社会通念に照らして公人である議員が行う行為については、より厳格な政治倫理の遂行が求められるところでもあり、条例第3条第1号及び第4号に抵触するものとする。

(8) 議員の政治活動を妨げるものではないが、それを直接、動画で配信するこ

とは、政治倫理の規定から考えれば、その内容については議員としても議会としても、十分に理解できる状況でなければ、市民の信頼を損なうという面で、条例の規定に抵触する行為ではないか。

職員の公正な職務執行についても同様で、職員に聞くことを妨げるものではないが、それを直接、配信してしまうことは非常に問題である。

直接、配信することについては、責任ある議員としての行動を取るべきであって、議員としての職務から外れているという意味で、条例の第3条第1号及び第4号に抵触する。

- (9) 被審査議員の政治活動を否定するものではないが、職員の同意を得ることなくライブ配信を行ったことは、倫理・道徳観を含めた社会的通念の範ちゅうから外れている。議員である前に、人として基本的に守るものがあるはず。

また、該当職員からの聴き取りでも、その影響はいまだに続いていることは明白であり、条例の第3条第1号及び第4号に抵触すると考える。

## 6 政治倫理審査会 委員名簿

	氏名	会派
会長	小林 義直	長野市議会新友会
副会長	青木 敏明	長野市議会新友会
委員	野々村博美	日本共産党長野市会議員団
委員	滝沢 真一	日本共産党長野市会議員団
委員	布目裕喜雄	改革ながの市民ネット
委員	塩入 学	改革ながの市民ネット
委員	松井 英雄	公明党長野市議員団
委員	箱山 正一	長野市議会新友会
委員	桜井 篤	長野市議会新友会
委員	若林 祥	長野市議会新友会
委員	松田 光平	長野市議会新友会